

2016

1

NO.186



「税と暮らしを考える」 広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。

Aflac

会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。

☎ 0120-777-596

(一社) 江戸川北青色申告会 担当代理店

吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104



江戸川北税務署長
松岡 啓二様

江戸川北税務署長 新年のご挨拶

一般社団法人江戸川北青色申告会会員の皆様、あけましておめでとうございます。

平成28年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。



江戸川北青色申告会
大村 耕一会長

江戸川北青色申告会会長 新年のご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。

皆様にはお健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、大村会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、租税教室の開催や地域まつりでの記帳相談など、地域に密着した活動を展開され、納税道義の高揚と青色申告制度の普及にご尽力いただいております。

心より感謝申し上げます。

間もなく、平成27年分の所得税・贈与税・個人消費税の確定申告期を迎えます。毎年、貴会の皆様方にはe-Taxの利用促進にご協力をいただくとともに、役員及び

昨年は会員の皆様をはじめ役員の皆様には会の運営と活動へのご理解とご支援をいただき誠に有難うございます。

さて、平成28年はマイナンバー制度の導入と利用が始まります。皆様の番号は皆様自身です。大切に保管され、正しい知識のもと大事にご利用されるようお願いいたします。当青色申告会では取扱いに当たって関係官庁のご指導も仰ぎ管理体制の強化を徹底し万全を期してまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

お正月が終わると、早速、確定申告に向けての準備が始まります。

事務所の皆様方には署内の「青色コーナー」において、また、女性部の皆様方には「税理士による無料申告相談会場」において、確定申告事務の円滑な運営に多大なる貢献をいただき、深く感謝申し上げます。本年も昨年引き続き確定申告期におけるご支援とともに、e-Taxの利用促進及び期限内納付に、より一層のご理解とご協力を願います。

また、マイナンバー(社会保障・税番号)制度につきましては、昨年の10月中旬以降、個人・法人番号の通知が開始され、本年から順

ご自分で記帳する自計とご自分で申告書を作成する自己申告が青色申告の主旨であります。記帳、決算等分らないことがあれば、ご相談に必ずしも決算指導を行っておりません。

本年も東京税理士会江戸川北支部の税理士の皆様にご支援を賜り電子申告の代理送信を行ってまいります。又、昨年に引き続き会員の皆様には個別送信もお願い致します。

昨年8月、平井小松川、中央、鹿骨、東部、小岩の各地区ブロック長より発言があり「ブロック長会」が発足いたしました。

次利用が開始されます。

マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化につながりますので、何とぞ、ご理解とご協力を願います。

結びに当たりまして、一般社団法人江戸川北青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

ブロックが相互に協力し情報交換等を行い、行事等に反映させ、ブロック活動の格差の解消に努めようとするものであり、会運営の活性化を期待するところであり、

当会では、昨年江戸川区36校の小学校で租税教室を実施いたしました。また福利厚生として、団体保険、各種共済制度の事業を進めてまいりますので是非ご加入下さい。

最後に、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

確定申告協力会議が行われました

11月26日（木）、東京税理士会江戸川北支部会館において、江戸川北税務署、税理士会、青色申告会三者の「連絡協議会」が行われました。

当日は、「確定申告時期における相互協力について」及び「電子申告代理送信に関する覚書」等の確認、調印式が行われ、確定申告期に向け協力が整いました。

当会では、平成28年1月

26日より、東京税理士会江戸川北支部の先生方のご協力のもと、電子申告代理送信や、決算相談を行います。

なお、申告書の提出には、電子申告を推奨しております。住基カードをお持ちでない会員には、電子申告代理送信にて申告書の提出をしていただきます。

平成27年分確定申告も滞りなく終了できるようお願いく

ましたので、ぜひご利用ください。



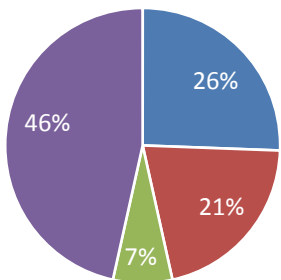
(左) 大村会長、(中央) 江戸川北税務署鈴木副署長
(右) 税理士会江戸川北支部小島支部長

	月	火	水	木	金
1月	25	26	27	28	29
2月	1	2	3	4	5
	8	9	10		⑫
	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26
3月	29	1	2	3	4
	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25
	28	29	30	31	

表の見方

緑・・・代理送信日
青・・・税務相談日
黄・・・
午前 代理送信日
午後 税務相談日
2/3 は相続・譲渡の予約税務相談日

アンケート結果



- 帳簿のつけ方を知りたい
- 入会について知りたい
- 申告会のことが知りたい
- その他の質問

11月8日（日）は東部地域祭りでした。当日は、雨が降る中、担当地区役員の方たちがチラシやアンケートを配り、青色申告会の活動をアピールいたしました。アンケートの回収も順調に進み、配布物も午後2時ごろには、目標を達成し、無事終了となりました。

東部地域祭り



担当役員の皆様



雨の中の活動する様子

納税表彰式

本年度の納税表彰式及び
 税務功労、納税功労表彰式
 にて、青色申告会で活動さ
 れる方々の表彰式が行われ
 ました。

日頃の会活動にご協力頂
 き関係各所より表彰された
 皆様をご紹介します。
 皆様おめでとうございます。

税務署長表彰



小野 美津江様

税務署長表彰



山本 範雄様

税務署長感謝状



佐藤 美代子様

税務署長感謝状



黒澤 弘様

税務署長感謝状



熊谷 兵三様

税務署長感謝状



岩間 洋介様

江戸川都税事務所長感謝状



加藤 三千夫様

江戸川区長表彰



山本 範雄様

江戸川区長表彰



磯ヶ谷 栄子様

指導会中止のお知らせ

平成28年1月よりマイ
 ナンバー制度の導入に伴
 い、個人情報の保守管理
 が厳格化されました。

そのため、従来の各区
 民館の源泉指導会は、個
 人情報が漏えいするおそ
 れがあり、セキュリティ
 上の問題で非常に困難に
 なりました。

このような状況から28
 年度以降の出張源泉指導
 会を取りやめさせていた
 だくこととなりました。

今後の源泉相談につき
 ましては、松江本部およ
 び小岩出張所をご利用下
 さいますようお願い致し
 ます。

よろしくお願いいたします。



会費・青色共済年払いシステム

引落とし分の明細がわかりにくい!! 方
 会費と青色共済を年払いに切り替えませんか?

年払いなら毎年4月引落とし

会費 18,000 円
 共済 (1名) 12,000 円

本年も宜しくお願いいたします。

会長 大村 耕一
 副会長 加藤 繁男
 副会長 加藤 三千夫
 副会長 佐川 信夫
 副会長 中條 清一
 理事、役員 一同





1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成28年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成28年2月1日(月)

申告書のマイナンバー記載にご協力ください

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が新設されました。所定の欄に個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。窓口又は郵送での申告の際は、以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付のうえ、ご提出ください。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	+	身元確認資料
窓口・郵送	個人番号カード(裏面) 通知カード 住民票(個人番号付き) 等		個人番号カード(表面) 運転免許証 旅券(パスポート) 等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	+	代理人の身元確認資料	+	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード 本人の住民票(個人番号付き) 等		代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証 代理人の旅券(パスポート) 等		税務代理権限証書 委任状 等

※上記以外の本人確認資料については、主税局ホームページをご参照いただくか、各都税事務所までお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



エルタックス

検索

クリック

～税務署からのお知らせ～ 財産債務調書及び国外財産調書の提出について

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」をその年の翌年の3月15日までに提出する必要があります。

また、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その年の翌年の3月15日までに「国外財産調書」を提出する必要があります。

事務局カレンダー

1月5日	新年業務開始
1月6日	税理士無料相談会
1月8日	年末調整指導会(松江)

1月22日	賀詞交歓会
1月25日	決算相談開始

※詳しいカレンダーはホームページをご覧ください